

納税者のための制度



納税の猶予・県税の減免等

納税者が災害により被害を受けた場合など税金を納期限までに納められない事情のある方は、お早めに所管の県総合（県税）事務所の窓口にご相談ください。申告・納期限の延長、納税の猶予や税金の減額・免除が認められる場合があります。

※ 平成28年4月から「申請による換価の猶予」制度が始まりました。

【納税の猶予】

次の場合には、1年以内（事情により2年以内）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- (1) 本人の財産が、災害や盗難にあったとき
- (2) 本人や家族が、病気や負傷したとき
- (3) 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき

※ これらの場合には、延滞金の2分の1又は全額が免除されます。

【申告・納期限の延長】

災害などにより、期限までに申告・納税ができない場合には、通常、災害などがやんだときから2か月以内に限り期限が延長されます。

【県税の減免】

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には減額、減免又は免除されます。

県税の種類	減免の理由
個人の県民税	個人の市町村民税が減免された場合
法人の県民税	次に掲げる法人が収益事業を行わない場合で一定の要件を満たす場合 (1) 公益社団法人及び公益財団法人 (2) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体【自治会、町内会など】 (3) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人【NPO法人など】
個人の事業税	(1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合 (2) 天災や火災などの災害を受けた場合
不動産取得税	(1) 天災や火災などの災害により滅失や損壊をした不動産に代わるものとして災害を受けた日から3年以内に不動産を取得した場合 (2) 不動産を取得した直後に、その不動産を天災や火災などの災害により滅失や損壊をした場合
自動車取得税 自動車税	(1) 天災や火災などの災害によって自動車が被害を受けた場合【自動車税のみ】 (2) 保育所のバスや社会福祉施設の自動車などで、公益のために使われる場合【自動車税のみ】 (3) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合については、申請により一人一台に限り減免措置を受けることができます。詳しくは、県税務課自動車税グループ又は県総合（県税）事務所へお問合せください。
鉱区税	天災その他特別の事情がある場合

申告・納期限の延長、納税の猶予や県税の減額・免除を受けるためには、県総合（県税）事務所への申請が必要です。申請の理由により申請書に所定の書類の添付が必要となりますので、事前にご確認ください。